

# 高齢者にやさしいまちづくりを目指して

# 老人保健福祉計画を見直しました

町ではこのほど「老人保健福祉計画」を見直しました。この計画は介護保険制度と連携して、町が実施する保健事業や高齢者を支える福祉政策の指針となるものです。このページでは、その概要をお知らせします。

## 計画の期間

一関地区広域行政組合が策定した介護保険事業計画と整合性を図るため、平成18年度から20年度までの3年間とします。

## 基本目標1 生活の質を高めるための健康づくりの推進

健康寿命（認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間）を延伸するために、健康ひらけ21に基づき、心身の健康づくり、疾病への早期対応、生活習慣改善などの保健サービスの充実を図ります。



生涯にわたり健康に

町民がその人なりの健康を維持し、理想とする生活が現実のものとなるよう（生活の質が保てるよう）、個人を支援するための取り組みを進めます。生涯にわたり健康づくりに取り組めるよう、各ライフステージに応じた保健サービスの充実に努めます。

①健康づくりの推進と疾病予防  
食生活の改善、運動習慣定着の推進、喫煙習慣の改善と分煙の普及、飲酒習慣の改善、口腔保健の推進、がん疾患の予防と早期発見、循環器疾患の予防と早期治療、糖尿病の予防、不慮の事故予防、こころの健康づくり、感染症の予防

## 基本目標2 介護予防と生活支援サービスの推進

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、在宅サービスに重点を置いた介護サービス基盤の整備を推進します。独り暮らしの高齢者等に対して、閉じこもりなどを防止するとともに、自立した生活を確保するために必要な支援を

行う、生活支援サービスの充実を図ります。自立可能な高齢者に対して介護予防対策を推進します。併せて高齢者を介護している家族の支援対策を図ります。認知症高齢者が地域で安心して生活することができるよう、認知症予防対策や介護サービスの基盤整備を推進します。また個人としての尊厳を守り、個々の権利を擁護するための支援を行います。

①地域支援事業（介護予防事業）の推進  
【介護予防事業】運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防、認知症予防、うつ等の予防

②家族介護者の支援  
家族介護者への経済的支援、家族介護教室の実施  
③生活支援サービスの充実  
訪問給食（配食）サービス、訪問給食（配食）サービス、介護予防教室、寝具洗濯乾燥消毒サービス、交通弱者乗車券交付事業、訪問理容サービス、生活支援ホームヘルプサービス、生活支援ショートステイ  
④権利擁護と虐待対策の推進  
成年後見制度と地域福祉権利

擁護事業の普及促進、高齢者虐待への対応と養護者の支援  
⑤施設の整備促進  
ふくしの里の支援、認知症対応型グループホームの支援

## 基本目標3 高齢者の地域支援体制の構築

高齢者に対して総合的、継続的に適切な保健福祉サービスが提供できるよう、在宅介護支援センターを中心としてサービス提供機関等の情報ネットワーク化を図るなど、保健福祉関係機関の連携体制の整備を推進します。

①相談支援体制の充実  
保健センターの機能充実、地域包括支援センターとの連携、在宅介護支援センター相談機能の強化、地域支援会議の充実  
②地域支援体制づくりの促進  
団体の育成、社会福祉協議会との連携

## 基本目標4 高齢者を取りまく生活環境の整備促進

高齢者が安心して生活を送り必要なサービスを円滑に利用できるよう、高齢者にやさしいまちづくりを総合的、計画的に推進し、高齢者の住環境の整備、公共施設等のバリアフリー化など、社会資本の整備等、高齢者にやさしい生活環境の整備を促進します。心身に障害がある高齢者が生きがいを持って自立し社会参加できるよう、障害者計画と連携を図りながら各種サービスの推進に努めます。

①高齢者にやさしいまちづくり  
住環境の整備支援、人にやさしいまちづくりの推進  
②高齢者に安心で安全なまちづくり  
独り暮らし高齢者等への支援、救急、防災システムの充実

## 基本目標5 高齢者の生きがいづくりと社会活動の促進

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するため、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を生かして積極的な役割

割を果たしていくような社会づくりを推進し、高齢者の就労、介護や子育て支援の担い手としての活躍など、さまざまな社会活動への参加を促進します。高齢者の社会活動を促進するため、地域に根ざした住民参加型の自主的な地域活動、世代間交流などの促進を図ります。

①老人クラブ活動等支援  
高齢者社会参加活動の促進、老人クラブ健康づくり事業の促進、高齢者大学など学習活動の促進、組織・リーダーの育成  
②高齢者の就労援助と相互援助  
シルバー人材センターへの支援、相互援助活動  
③高齢者福祉の意識の醸成と団体の支援  
高齢者慶祝事業、ボランティア団体の支援

◎計画についての問い合わせ先  
保健センター ☎46 5571

# 交通事故のないまちを— 第8次交通安全計画を策定

町では、交通安全政策の指針となる新しい交通安全計画を策定しました。人命尊重の理念を基本に、交通社会を構成する人・車両・交通環境の関連を考慮した住民参加型の交通安全対策を推進し、「交通事故のないまち」の実現を目指します。

世界遺産登録など、交通安全を取り巻く環境が大きく変化していくことに対応するため、平成13年度に策定した第7次計画の内容を見直し、新たな計画として設けたものです。計画期間は平成18年度から22年度までの5年間です。

問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562

## 道路交通安全対策

◎目標 平成22年までに年間の交通事故死者数0人

### 1人を対象とした施策

町民の交通安全教育の推進  
運転者教育などの充実  
飲酒運転追放などの普及啓発活動の推進  
交通指導員の育成強化  
関係機関との連携

### 3交通環境の整備

機能分担させた道路網の整備  
交通安全施設などの整備促進  
バリアフリー化された歩行空間などの整備  
子どもの遊び場の確保  
観光交通に関する情報の徹底

### 2車両を対象とした施策

自動車の検査、点検整備の充実  
自転車利用の安全性確保

### 4被害者対策

救急体制の強化など  
交通事故相談の利用促進  
任意の自動車保険の加入促進  
市町村交通災害共済への加入促進

## 鉄道交通安全対策

広報活動の充実 救助・救援活動の充実 鉄道交通安全に関する知識の普及